



概要版

府中町 こども計画

「こどもまんなか」

こどもがのびのび健やかに育つまち
ふちゅう



令和7(2025)年3月
府中町

令和7(2025)年4月から、新たに 「府中町こども計画」に取り組みます。

「第2期府中町子ども・子育て支援事業計画」を見直しました。

府中町こども計画(以下「本計画」)は、国の指針や県の方向性等に基づき、第2期府中町子ども・子育て支援事業計画(令和2(2020)年3月策定)における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人々が社会的価値を創造でき、幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の形成を目指し、様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定しています。

基本理念

「こどもまんなか」 こどもがのびのび健やかに育つまち ふちゅう

様々な背景をもつこどもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、第2期府中町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策に、こども大綱において推進を図るべきと定められたこども施策の視点を加え、各課連携のもと、効果的なこども施策を総合的・計画的に推進します。

計画の位置付け

本計画は、こどもに関する右記の根拠法に規定される関連計画を統合し、「こどもまんなか」の視点を加え策定します。

計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

国

- こども大綱(こども基本法)

根拠法

- こども基本法
- 子ども・子育て支援法
- 子ども・若者育成支援推進法
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 次世代育成支援対策推進法
- 成育基本法

本計画

- 府中町こども計画
(令和7(2025)~11(2029)年度までの5年間)

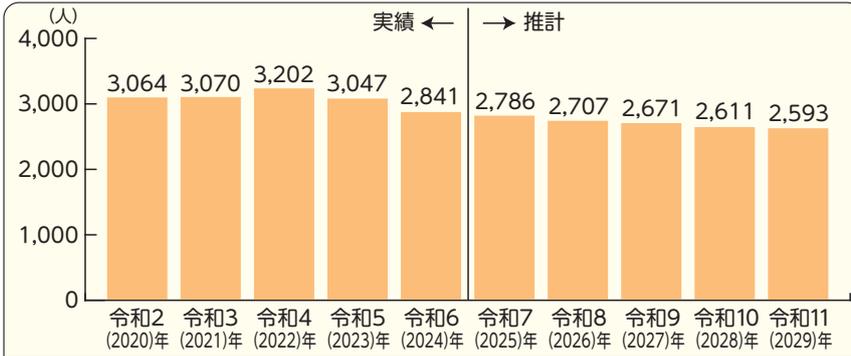
府中町の人口推移

人口・世帯数

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
人口(人)	52,047	52,352	52,935	52,815	52,422
世帯数(世帯)	23,032	23,344	23,720	23,908	23,918
世帯人数(人/世帯)	2.26	2.24	2.23	2.21	2.19

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在。外国人を含む)

未就学児の人口の推計

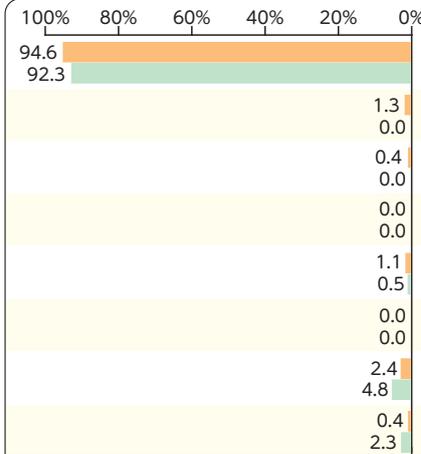


令和3(2021)年度に完成したマンションの影響を受け、令和4(2022)年度に一時的に増加しましたが、少子化の影響から緩やかに減少すると推計しています。

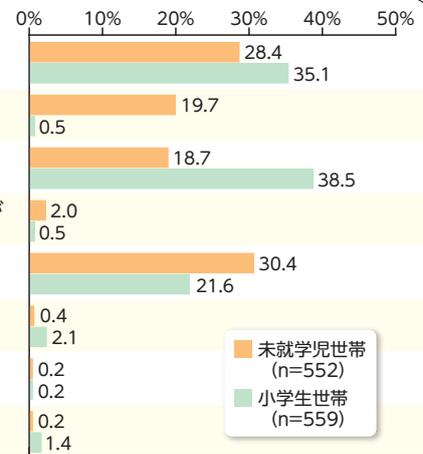
保護者の就労状況

両親ともにフルタイムの家庭が増加しており、「働きながら子育てできる環境づくり」を中心的な観点として、保育ニーズの高まりに対応する必要があります。

【父親の就労形態】



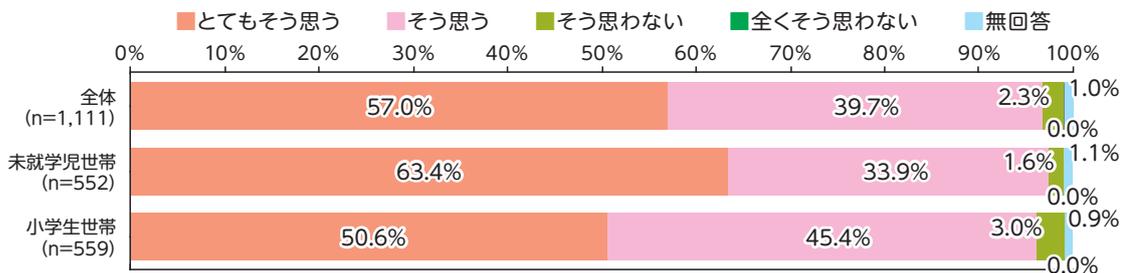
【母親の就労形態】



子どもの意見の尊重

「子どもの意見の聴取と施策への反映」は子ども基本法の基本方針となっており、当事者である子どもの意見を反映できるよう、大人の意識改革が課題となっています。

- 子どもは自分に関することに自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する必要がある



基本目標 1 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

基本施策 1 こども・若者の健全育成と自己形成支援

基本施策 2 次代を担う若い世代の育成

基本目標 2 子育て家庭を支える環境づくり

基本施策 3 多様な家庭を支える環境づくり

基本施策 4 働きながら子育てできる環境づくり

基本施策 5 安心して子育てできる相談支援体制の充実

基本目標 3 健やかな育ちを支える環境づくり

基本施策 6 妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策 7 子育て支援のネットワークづくり

基本目標 4 安心した暮らしを支える環境づくり

基本施策 8 配慮が必要な子育て家庭への支援

基本施策 9 経済的支援の充実

基本目標 5 地域で子育てを支える環境づくり

基本施策 10 子育てに配慮した生活環境の整備

基本施策 11 こども・若者の安心・安全の確保

計画の内容

基本目標 1 こども・若者の健やかな成長を支える環境づくり

こども・若者が権利の主体であることの啓発、こどもが安全に過ごせるような居場所づくり、多様な体験活動の充実を通じて、こども・若者が心身ともに健やかに育ち、自らの人生を決定して生きていけるようなまちづくりを目指します。また、子育ての体験学習や、生きていくための力を育む学校教育、こども・若者を犯罪・事故から守る環境を整備し、次代を担う若い世代を育成します。この観点において、若者が自分の就労・結婚において自身の希望を叶えられるような社会形成を目指します。

主な実施事業

基本施策 1 こども・若者の健全育成と自己形成支援

児童センター事業、図書館活動、学習ボランティア活動、ふちゅうみなみ大好きキッズ、世代間交流、青年サークル、平和を広めるおはなし会、被爆体験記と原爆詩の朗読会 など

基本施策 2 次代を担う若い世代の育成

教育相談室、スクールカウンセラーの派遣、社会を生き抜く力の育成、心の教育相談、非行防止及び被害防止の啓発促進、若年者の経済的自立の支援、結婚支援事業に取り組む団体への支援 など

新規事業

- こどもの意見の尊重…こどもや若者の視点を尊重し、その意見を聴き、施策・事業に意見を反映
- 若者の就労・自立の支援…若者の就労や経済的自立を支援
- 防災教育…各学校等で防火・防災教育を実施、地域や学校で出前講座を実施

基本目標 2 子育て家庭を支える環境づくり

保育ニーズの高まりに対応するため、質の高い教育・保育事業を安定的に提供するための人材の育成や確保対策を行います。また働きながら子育てできるための環境整備として、放課後児童クラブの維持と、仕事と家庭の両立に向けた考え方の普及に取り組みつつ、安心して子育てできるために相談支援体制を整備します。

主な実施事業

基本施策 3 多様な家庭を支える環境づくり

教育・保育の提供、保育所等訪問支援、延長保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業など

基本施策 4 働きながら子育てできる環境づくり

放課後児童健全育成事業、産休・育休後の保育所等の円滑な利用、家庭教育フォーラム・講演会の開催 など

基本施策 5 安心して子育てできる相談支援体制の充実

ネウボラふちゅうでの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化、子育て世帯訪問支援事業 など

新規事業

- こども誰でも通園制度…月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずこどもの良質な成育環境を整備
- こども家庭センターの強化…全てのこどもとその家庭（妊産婦含む）を保健・福祉の両面から一体的に支援

基本目標 3 健やかな育ちを支える環境づくり

安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からのきめ細かなサポートを推進するとともに、妊産婦及び乳幼児への健康づくりを支援します。また、次代の親として必要な知識の定着を図り、成人期に向けた保健対策を充実させます。そして、子育てを学ぶ場の充実や親子の交流を深める機会を提供し、子育ての孤立を防ぎます。

主な実施事業

基本施策 6 妊娠期からの切れ目のない支援

妊産婦訪問指導、パパママ沐浴体験、マタニティ教室、産前・産後サポート事業、すこやか赤ちゃん広場、乳児家庭全戸訪問事業、健康マイレージ制度、休日在宅当番医制度の実施 など

基本施策 7 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援事業、家庭教育支援講座、親の力を学びあう学習プログラム講座、つどいの広場、のびのびくらぶ、子育てにこここ広場、すくすくスクエア、パパの広場 など

新規事業

- 妊婦健康相談…妊婦を対象に、保健師等による保健指導、育児、栄養相談を実施
- 妊婦等包括相談支援事業…妊婦や0～2歳児の乳幼児家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援

基本目標
4

安心した暮らしを支える環境づくり

児童虐待防止対策やひとり親家庭への生活支援、障害児への支援など、配慮が必要な子どもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。また、子どもの貧困対策を進め、家庭の経済環境に左右されない生活を支援します。ヤングケアラーの問題など、困難を抱える子ども・若者を早期に発見し支援する体制を構築します。

主な実施事業

基本施策 8 配慮が必要な子育て家庭への支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、窓口での相談対応、幼児発達相談、障害児福祉手当、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、自殺対策 など

基本施策 9 経済的支援の充実

子ども医療費助成、児童手当、妊婦のための支援給付、不妊検査・不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業、保育所等の保育料軽減、副食費の補足給付事業、専門的な相談窓口の整備、生活困窮自立相談支援、気付き・つなぐための見守り活動の推進 など

新規事業

- 5歳児相談…幼児期の発育・発達を確認、行動・運動・言語面の課題やマルトリートメント※を早期発見
- ヤングケアラーに対する支援…支援が必要な家庭や児童を早期発見し、訪問や自立支援を強化
- 紙おむつ等定額利用サービスの補助…紙おむつ等定額利用サービスの利用を促進し、保護者の負担を軽減

※マルトリートメント…大人から子どもへの不適切な関わりや養育のことで、「避けるべき子育て」をいいます。

基本目標
5

地域で子育てを支える環境づくり

安全で快適なまちづくりを通じて、子ども・若者が安全に、安心して過ごせる生活環境を整備するとともに、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう様々な対策を推進します。

主な実施事業

基本施策 10 子育てに配慮した生活環境の整備

都市計画道路・街路等の整備、生活道路の維持管理、交通安全施策の整備、公営住宅の供給

基本施策 11 子ども・若者の安心・安全の確保

遊具の点検・修理等、マナー向上の普及啓発、交通安全教室、自転車教室、生活安全推進協議会、不審者情報連絡体制、町内祭り巡視、見守り活動、さわやかあいさつ運動

教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制について

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備、各施策を実施していきます。

教育・保育事業 量の見込み

単位：(人)

	認定区分	量の見込み				
		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①幼稚園及び認定こども園(3歳以上教育希望)	1号	790	752	728	694	690
②保育所及び認定こども園(3歳以上保育希望)	2号	653	622	602	574	570
③保育所及び認定こども園+地域型保育(0~2歳児)	3号	557	555	566	572	568
④施設利用者合計(①+②+③)		2,000	1,929	1,896	1,840	1,828

地域子ども・子育て支援事業 量の見込み

事業名	単位 ※4	量の見込み				
		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
1 時間外保育事業(延長保育)(0~5歳)	人	60	60	59	58	58
2 放課後児童クラブ(低学年)※1 放課後児童クラブ(高学年)※1	人	615	637	637	670	674
	人	163	169	184	178	188
3 子育て短期支援事業(ショートステイ)(0~5歳) 子育て短期支援事業(トワイライト)(0~5歳)	人日	105	106	107	108	109
	人日	0	0	0	0	0
4 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	人回	120,988	119,286	118,040	115,923	115,964
5 一時預かり事業※2(1号認定預かり保育)(3~5歳)※3 一時預かり事業※2(2号認定預かり保育)(3~5歳)※3 在宅で子育てしている家庭の利用(0~5歳)	人日	32,380	31,656	30,708	29,548	29,401
	人日					
	人日	432	432	432	432	432
6 病児・病後児保育事業(0歳~低学年)	人日	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
7 ファミリー・サポート・センター(未就学児) ファミリー・サポート・センター(就学児)	人日	120	120	120	120	120
	人日	12	12	12	12	12
8 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	人/日	—	14	15	30	30
9 乳児家庭全戸訪問事業	人	436	438	435	432	427
10 妊婦健康診査事業	人回	5,229	5,199	5,154	5,094	5,071
11 妊婦等包括相談支援事業	回	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314
12 産後ケア事業(宿泊型) 産後ケア事業(日帰り型) 産後ケア事業(訪問型)	人日	62	61	61	60	60
	人日	160	158	158	156	154
	人日	323	320	318	315	312
13 子育て世帯訪問支援事業(家事・育児)	人日	210	220	230	240	250
14 養育支援訪問事業(専門的相談)	人日	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040
15 親子関係形成支援事業	人	—	5	5	5	5
16 利用者支援事業(基本型) 利用者支援事業(特定型) 利用者支援事業(こども家庭センター型・母子保健機能) 利用者支援事業(こども家庭センター型・児童福祉機能)	か所	1	1	1	1	1
	か所	1	1	1	1	1
	か所	2	2	2	2	2
	か所	1	1	1	1	1
17 地域子育て相談機関	か所	—	2	2	2	2

※1 通年のみ。長期休業中は含まず

※3 町内私立幼稚園の入園児童を対象とした延べ利用人数

※2 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

※4 単位が「人日」「人回」は延べ人数を表す

計画の推進体制

✿ 市内連携体制の充実

子育て支援の取組は、市内のあらゆる事業分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、市内の関係部署が十分な連携を図り、市内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育所、認定こども園や幼稚園での生活は、小学校以降の生活と学習の基盤となることから、それぞれの機関が柔軟にかつ十分に連携し、円滑な就学移行ができるよう支援します。

✿ 様々な主体による推進体制づくり

子育て支援は保健、福祉、教育、医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など、様々な専門職により支援が行われています。多様化する子育てニーズに適切に対応するためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。さらに、このような専門職だけではなく、地域における担い手の育成、確保も重要です。地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、様々な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。

✿ こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。こども基本法に基づく本計画の推進に当たっても、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。こどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。

✿ 計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進に当たっては、施策の推進状況等について、各年度において市内で点検、評価を実施するとともに、「府中町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。

府中町こども計画

本編はこちらの二次元バーコードからご覧いただけます



■ 発行 ■

府中町福祉保健部 子育て支援課
〒735-8686
広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号
TEL(082) 286-3163
FAX(082) 283-5775